

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 5月30日

【会社名】 株式会社ユーザベース

【英訳名】 Uzabase, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長(共同経営者) 新野 良介
代表取締役社長(共同経営者) 稲垣 裕介

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号

【電話番号】 03-4574-6552

【事務連絡者氏名】 管理担当執行役員 村上 未来

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号

【電話番号】 03-4574-6552

【事務連絡者氏名】 管理担当執行役員 村上 未来

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき平成29年5月22日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「発行価格」、「発行価額の総額」及び「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が平成29年5月30日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

株式会社ユーザベース 第13回新株予約権

新株予約権の内容

(2) 発行価格

(訂正前)

本新株予約権1個あたりの発行価格は、平成29年5月30日に決定するものとし、当該価額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の同月29日までの株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額に決定する。

(訂正後)

本新株予約権1個あたりの発行価格は、金1,600円とする。

(3) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

金738,622,800円

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、平成29年5月29日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とする。

<後略>

(訂正後)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金5,050円とする。

<後略>

株式会社ユーザベース 第14回新株予約権

新株予約権の内容

(2) 発行価格

(訂正前)

本新株予約権1個あたりの発行価格は、平成29年5月30日に決定するものとし、当該価額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の同月29日までの株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額に決定する。

(訂正後)

本新株予約権1個あたりの発行価格は、金1,600円とする。

(3) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

金738,622,800円

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、平成29年5月29日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とする。

<後略>

(訂正後)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金5,050円とする。

<後略>

株式会社ユーザベース 第15回新株予約権

□ 新株予約権の内容

(2) 発行価格

(訂正前)

本新株予約権1個あたりの発行価格は、平成29年5月30日に決定するものとし、当該価額は、第三者評価機関である株式会社プルートス・コンサルティングが、当社の同月29日までの株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額に決定する。

(訂正後)

本新株予約権1個あたりの発行価格は、金1,600円とする。

(3) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

金738,622,800円

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、平成29年5月29日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とする。

<後略>

(訂正後)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金5,050円とする。

<後略>

以上